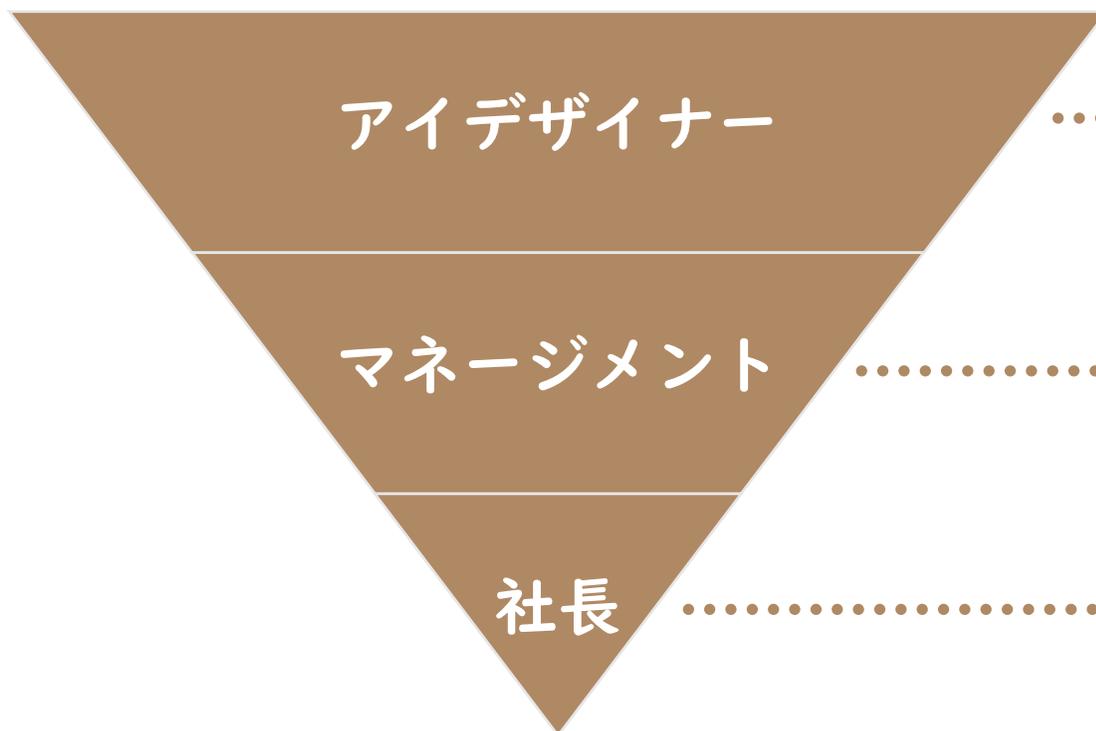


エクラの評価制度

改定日：2023年10月1日

私たちの考え方

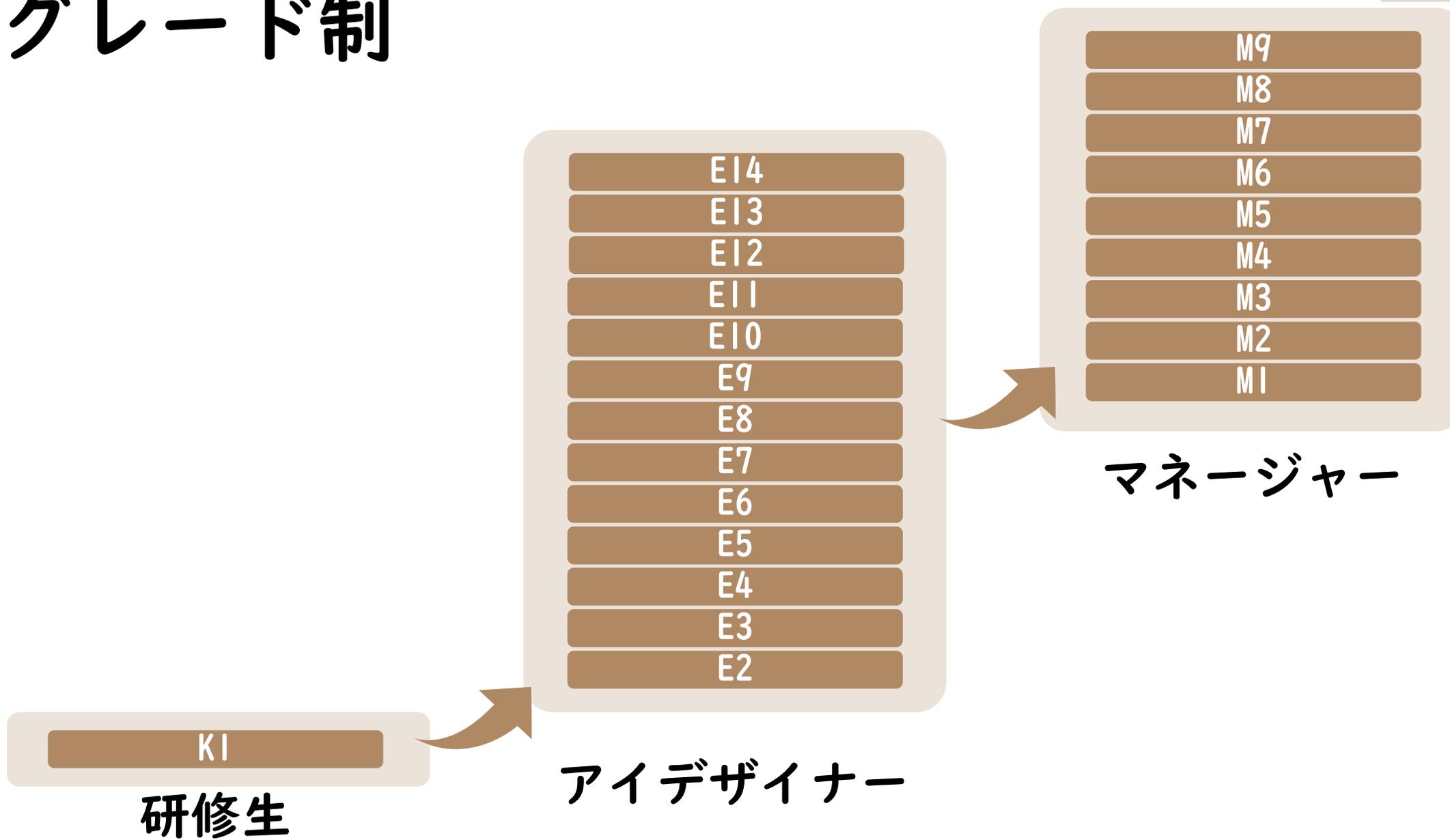


..... お客様に最高のサービスを提供し
ご満足頂く事

..... アイデザイナーがミッションを実現
するために最高の環境を整える事

..... マネージメントが動きやすい最高の
環境を整える事

グレード制



各グレードの主な役割と基本給

グレード		基本給	時給計算	指名料上限	役割・要件	
研修生	K	-	1113円	0円	デビュー前の研修中。入社から1か月後にデビューできる状態にする。	
アイデザイナー	E	2	19.5万円	1125円	300円	基本的なサロンワーク全般ができる。
		3	20万円	1150円	300円	個人売上目標をおおむね達成でき、かつ、業務チェックシートで課題がない。
		4	20.5万円	1175円	300円	個人売上目標を常に達成できる。
		5	21万円	1200円	300円	研修生のフォローや育成、接客や技術チェックを任せられる。
		6	21.5万円	1225円	300円	自身の良い点、悪い点、改善点を自覚し、改善に向けて努力できる。
		7	22万円	1250円	400円	サロンの良い点や課題、実現可能な改善案を積極的に提案できる。
		8	22.5万円	1275円	400円	サロンの改善案を具体的な作業に落とし込んで、自律的に実行できる。
		9	23万円	1300円	500円	接客や技術の質が高く、お客様からの評価がとても高い。
		10	23.5万円	1325円	500円	常に新しい技術やトレンド等の情報をキャッチし、仕事に取り入れている。
		11~	24万円~	1350円~	600円~	一緒に働くスタッフへとても良い影響を与え、みんなが憧れる存在。
マネージャー	M	1	23万円	1300円	500円	サロン運営、売上予算の進捗管理、基本的なマネジメントや指導ができる。
		2	24万円	1350円	600円	会社全体の利益につながる提案ができ、自律的に推進できる。
		3	25万円	1400円	700円	会社全体の利益につながる実績を残し、貢献ができる。
		4	26万円	1450円	800円	新規サービス、新規事業などを自律的に提案、推進ができる。
		5	27万円	1500円	900円	新規出店の提案、実行、軌道に乗るまでの運営ができる。
		6~	28万円~	1550円~	1000円	企業運営全般ができる。会社全体のバランスをとり仕組化できる。

※基本的なサロンワークは、接客、施術、会計、開店準備、店舗締め、在庫管理、発注など
 ※上位グレードは、下位グレードの役割・要件を全て満たしている前提

社員の種類

	1日の勤務時間	月間の休日日数	基本給の計算方法	社会保険・厚生年金	雇用保険・労災保険	健康診断	雇用期間
正社員	8時間	8日間	月給	有	有	有	無期※2
時短社員	6～8時間	8～10日間	月給 or 時給	有	有	有	無期※2
パート	5～8時間	11～20日間	時給	無	有	無	有期※3

※1 時短社員は、就業日数と時間に応じて基本給を按分
例) 1日6時間、月8日休み、グレードE7の場合
→22万円×(6時間/8時間)=16.5万円

※2 入社後6か月間は有期雇用

※3 1年間の有期雇用を基本的には毎年更新

毎月の手当

手当	対象者	計算方法	備考
売上達成金	・ 全員	個人予算の超過額 ×50%	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正社員の個人予算は月60万円 ・ 時短社員は、月の勤務時間×3400円 で計算 ・ パートは、月の勤務時間×3000円 で計算 ・ 施術売上のみで計算
指名手当		指名料を全額バック	・ 各グレードに合わせた指名料に金額変更可（要相談）
ロコミ手当		ロコミ件数×400円	・ 返信まで完了したものが対象
物販手当		物販売上 ×20%	<ul style="list-style-type: none"> ・ サロンボードの集計表をもとに計算 ・ 全ての店販が対象
SNS手当		情報発信日数 ×800円	<ul style="list-style-type: none"> ・ まつげやサロンに関する投稿のみ対象 ・ サロンの空き時間をご案内する投稿は対象外 ・ 支給上限は月10日まで
美容健康手当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 正社員 ・ 時短社員 	月5000円(上限)	<ul style="list-style-type: none"> ・ スタッフが美容と健康を維持するための支出を補助 ・ 要領収書で毎月末に締めて実費精算

※研修生は全て対象外。※社会情勢の変化や会社の状況により変更、中止することあり。

新店チャレンジ手当

手当	対象者	計算方法	対象期間(月)							備考
			Pre	1	2	3	4	5	6~12	
新店チャレンジ基本手当	新店メイン担当者のみ	月1万円	○	○	○	○	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> チャレンジを応援する手当
新店エリア美容健康手当	新店メイン担当者のみ	月5千円(上限)	○	○	○	○	○			<ul style="list-style-type: none"> 新店エリアの同業者との関係構築をするための手当 要領収書で実費精算
新店情報発信手当	新店出勤者全て	情報発信日数×800円	○	○	○	○				<ul style="list-style-type: none"> 新店のインスタやブログへ投稿分 上限は新店出勤日数分
新店飲食手当	新店出勤者全て	新店出勤日×800円(上限)	○	○	○					<ul style="list-style-type: none"> 飲食代を補助するための手当 要領収書で実費精算
売上達成金ボーナス加算	新店出勤者全て	新店売上分を右の倍率で加算	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	<ul style="list-style-type: none"> 新店を軌道に乗せるまでフォローするための制度

※新店メイン担当者は他店から移動し、月12日以上を新店へ出勤し、新店に残る前提の人
 ※新店チャレンジ手当は、毎月の手当とは別で支給
 ※Preはプレオープン月

結婚お祝い制度

[結婚お祝い金]

3万円

[結婚お祝い休暇]

5日間

- ※正社員本人が結婚する場合のみ
- ※休暇期間中も給与は発生
- ※年次有給休暇に加えて取得可能
- ※結婚した日から1年以内に退社する場合は対象とならない。
- ※お祝い休暇付与日から2年以内に利用可能

忌引き休暇・香典

- 一親等[父母、配偶者、子供]
(付与休暇数) 5日〔有給〕

- 二親等[祖父母、配偶者の父母、兄弟姉妹]
(付与休暇数) 2日〔有給〕

※わかり次第、下記の内容を連絡する

- ・亡くなった方との続柄
- ・通夜・告別式の日時
- ・喪主のお名前
- ・休む期間

※付与休暇は正社員、時短社員のみ対象

昇格降格について

<p>昇格降格の タイミング</p>	<p>✓ 毎半期（年2回：4月、10月） （例）4/1～9/末の実績を10月に評価→11/1から評価を反映 ※上記のサイクルを6か月毎に年2回実施</p>
<p>評価する人</p>	<p>✓ アイデザイナーの評価 → 社長・マネージャー ✓ マネージャーの評価 → 社長</p>
<p>昇格降格基準 （アイデザイナー）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現在のグレードの役割を果たせているか 2. 昇格するグレードの役割を満たせる見込みがあるか 3. 一緒に働くスタッフと信頼関係が築けているか 4. 他のスタッフへの貢献度が高いか 5. サロンへの貢献度が高いか
<p>昇格降格基準 （マネージャー）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現在のグレードの役割を果たせているか 2. 昇格するグレードの役割を満たせる見込みがあるか 3. アイデザイナー達がイキイキ働く環境を提供できたか 4. 新しいチャレンジができたか 5. 一緒に働くスタッフと信頼関係が築けているか

シフトの組み方について

<休暇・シフトの組み方>

- **土日**は基本は出勤だが、希望する社員のみ休み可能。
 - アイデザイナー：月1日まで
 - マネージャー：月2日まで
 - 時短社員：日曜・祝日も休み可、土曜は基本出勤
- ※前期の個人売上平均が70万円以上のスタッフは月2日までOK
- ※前期の個人売上平均が80万円以上のスタッフは同サロン内のスタッフと調整ができれば土日休みは自由
- ※その他のイレギュラー対応は同じサロン内のスタッフ全員の合意があれば臨機応変に対応OK
- 長期休暇は繁忙期を避け、1月、2月、5月、6月、9月、10月、11月に取得。
- 毎月25日までに翌々月の希望休を提出し、翌月10日までにサロンボードに反映する。
- 年末年始は12/31～1/2が休業日（1月は公休9日間）
- 毎年9月18日(曜日により変更あり)は会社設立記念日のため休業日（9月は公休9日間）
- ※アルバイト・パートのシフトや休暇については個別相談

通勤手当

- 月15,000円まで
- バス代は駅から自宅まで1.5km以上の場合のみ支給
- 入社時/引っ越し時に通勤経路を会社に提出
- 定期購入時の領収書を会社に提出

身だしなみのルール

【髪型や髪色】

施術の邪魔にならないように、きちんとまとめていれば、基本自由。

【ネイル】

施術の邪魔になるような長さや過度なデコレーションでなければ、基本自由。

【服装】

会社指定のエプロンを着衣し、エプロンの下は、ボトムは無地の黒、トップスは無地の黒か白とする。ミニスカートやホットパンツなど、過度に露出のある服や、ダメージのある服、清潔感の無い服は不可。